# 令和7年度 国民健康保険税の算定賦課について

~「令和7年度国民健康保険税納税通知書」送付に関するご案内~

国民健康保険は、加入者の皆さんがいつでも安心して医療を受けられるよう、加入者全体で国 民健康保険税を負担し、お互いに支え合う制度です。

国民健康保険制度は、都道府県と市町村が一体となって運営しており、都道府県が運営方針を 策定し、その運営方針に基づいて市町村が国民健康保険事業を実施する仕組みです。

第2期三重県国民健康保険運営方針(令和6年度から令和11年度)においては、被保険者の負担の公平性の観点から、「県内どの地域に住んでいても、所得水準・世帯構成が同じであれば、保険料も同じであることを目指す」とされており、令和15年度を目標として県内全市町の保険料率を完全に統一する前段階として、令和11年度までに標準保険料率への統一を行うとされています。このため、令和7年度から段階的に県が示す標準保険料率に合わせていくため、平成29年度以来となる国民健康保険税率の見直しを行いました。

国民健康保険税は、加入者の減少や高齢化等により減少が続き、国民健康保険財政調整基金による収支の調整が難しい状況となっています。今回の改正は、将来にわたって国民健康保険制度を持続可能なものとし、安心して医療を受けられる制度を維持するため、大変苦しい決断ではありますが、どうしても必要な措置です。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【保険税率・課税限度額について】

・今年度は次のように税率・賦課限度額が変わりました。

	区分	①医療給付費分	医療給付費分 ②後期高齢者 支援金分		
応能割	所得割	6.65%	2.81%	2.48%	
心能制	(令和6年総所得金額等から基礎控除(1人 当たり最大43万円)を控除した額)	(6. 50%)	(2.47%)	(2. 10%)	
応益割	均等割	25,500円	11,900円	13,000円	
	(加入者数に応じて計算されます)	(23,400円)	(7,500円)	(9,900円)	
	平等割	20,100円	7,800円	6,400円	
	(1世帯当たりで計算されます)	(20,600円)	(5,800円)	(5,500円)	
課税限度額		660,000円	260,000円	170,000円	
		(650,000円)	(240,000円)	据え置き	

- ※カッコ内数字は令和6年度の金額です。
- ※志摩市の国保税額は、所得割・均等割・平等割の3つを合わせて一世帯ごとに算出します。
- ※介護納付金分は、40歳になる月分(1日が誕生日の方はその前月)から65歳になる前月分(1日が 誕生日の方はその前々月分)までが対象となります。令和7年8月2日以降に40歳到達の人には、 介護納付金分の通知書を改めて送付します。

#### 【令和7年度 標準保険料率】

※標準保険料率とは?

県内の住民負担の見える化、将来的な保険料負担の平準化を図る観点から毎年県が示すもので、市町ごとに計算され、市町それぞれが保険料を計算する際の基準となるものです。

区分		①医療給付費分	②後期高齢者 支援金分	③介護納付金分	
応能割	所得割	7.11%	2.81%	2.48%	
応益割	均等割	30,694円	11,966円	13,021円	
/心無計	平等割	20,157円	7,858円	6,419円	

#### 【納期について】

・納期は7月から翌年3月までの9期です。

	令和7年					令和8年			
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日	3月31日

### 【国保税の納税義務者】

国保税は、世帯ごとにまとめて世帯主に課税されます。世帯主が国保に加入していなくても、同じ世帯内に国保加入している人がいれば、世帯主に対して納税通知書が送付されます。また、年度途中で世帯主が変更となった場合は、月割計算を行い、前世帯主分と新世帯主分に分けて、それぞれに納税通知書が送付されます。

#### 【国保税の減額について】

世帯の合計所得が一定以下の場合は、世帯の所得に応じて均等割、平等割を7割・5割・2割軽減する措置があります。今年度は次のように基準所得の算出方法が変わりました。

区分	軽減基準所得(世帯合計所得)
7割軽減	4 3万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5 割軽減	4 3万円+ ( <u>3 0. 5万円</u> ×世帯に属する被保険者と旧国保被保険者の合計数) + 1 0万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減4 3万円+ (56万円×世帯に属する被保険者と旧国保被保険者の合計数 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	

- ※下線部が変更されたところです。
- ※国保世帯員の中に所得不明の人がいる場合は、所得に応じた軽減措置等が受けられないことに なりますので、令和6年中の税申告をしていない人は速やかに申告をお願いします。
- ※子育て世代の負担を軽減するため、未就学児(小学校入学前の児童)の均等割額を半額に軽減します。
- ※出産した(出産予定の)国民健康保険被保険者を対象に産前産後期間相当分の所得割・均等割額を免除します。
- ※被用者本人が被用者保険から後期高齢者医療へ移行することにより、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の人を対象とする減免措置の期間は、国保の資格取得日の属する月以降最大2年間です。

## 【保険税の納付方法】

国保税の納付方法には、口座振替または納付書で納める「普通徴収」と世帯主の年金から天引きする「特別徴収」の2種類があります。これまで「普通徴収」の世帯であっても、原則として国保加入している世帯全員が65歳以上で、世帯主が介護保険料を年金天引きされている場合は、「特別徴収」となります。

●普通徴収対象世帯とは…

次のいずれかの場合は天引きされず、普通徴収となります。

- ・世帯主が国保被保険者でない。
- ・世帯の国保加入者に65歳未満の人がいる。
- ・年金支給額が年額18万円未満である。
- ・介護保険料と国保税を合わせた1回あたりの天引き額が年金支給月額の2分の1を超える。

問い合わせ先:志摩市役所 保険年金課 電話44-0213